

Point 8 遺産分割における税務上の留意点**1 配偶者と二次相続の考慮****(1) 配偶者の税額の軽減**

配偶者が、相続財産を相続した場合、配偶者が取得した正味の相続財産額が、次のどちらかの多い金額までは、相続税が課税されないという制度があります(相税19の2)。

① 1億6,000万円

② 配偶者の法定相続分相当額

留意点として、この特例を受けるには、相続税の申告期限までに遺産分割を終えていなければなりません。期限までに遺産分割が終わらない場合は、前述のPoint7 2(5)に記載のとおり、「申告期限後3年以内の分割見込書」を提出し、申告期限から3年以内に遺産を分割すれば、配偶者の税額の軽減を受けることができます。さらに、その3年以内にも分割ができない場合は、やむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けられれば、更に2か月延長することができます(租特令4の2②)。

夫婦で先に死亡した配偶者の相続を一次相続と呼び、その後死亡した配偶者の相続を二次相続と表現することが、一般的なので、本書でもそのように表現します。相続税の申告の実務では、夫婦の死亡の順番とそれぞれの生前の相続財産額によって、相続税額の軽減を図ることができるような組合せを考慮することになります。

(2) 二次相続を考慮した配偶者の取得財産

基本的な想定として、次の①から④を例示します。

- ① 一次相続 配偶者A 財産有、二次相続 配偶者B 財産無
- ② 一次相続 配偶者C 財産無、二次相続 配偶者D 財産有
- ③ 一次相続 配偶者E 財産有、二次相続 配偶者F 財産有
- ④ 一次相続 配偶者G 財産無、二次相続 配偶者H 財産無

まず①は、Aは、相続税の申告が必要な財産を所有しており、Bは相続税の申告が必要な財産は所有していません。このような場合、一次相続は、配偶者は、配偶者の税額の軽減の額まで、相続財産を取得した方が、一次・二次相続合計の税額が少なくなるケースが大半です。配偶者の税額の軽減で、1億6,000万円か配偶者の法定相続分のどちらを選択するかは、一般的には、法定相続分を選択した方が有利なケースが多いようです。

しかし、一次相続で、1億6,000万円の軽減を選択し、二次相続発生時に、基礎控除

額の範囲内で収まり相続税の申告が不要と予測されるなら、配偶者に、1億6,000万円の範囲内で、多くの相続財産を取得させるのが有利となります。また、配偶者に年齢差がある場合など、一次相続から二次相続までに、時間的な間隔があることが予想される場合には、有効な相続税対策を練ることが可能と考えられるならば、1億6,000万円を選択することができます。さらに、二次相続を有利にするため、配偶者には、目減りする財産を中心に相続させることが考えられます。例えば現預金です。特に二世帯・三世帯で生活する家族では、相続した現預金で家計費を賄えば、配偶者の財産が減ることになります。子世代の生活費や孫の教育費などの支出も、生計が一であれば贈与税の対象にもなりません。加えて、建物の建替えやリフォームの費用についても、配偶者が、相続で取得した現預金から捻出すれば、相続財産額が減少します。この点、相続税の計算上は、貨幣価値に換算して算定するので、現預金を、物に変えることで、評価を下げるすることができます。ただし、不要な物の購入は、単に相続財産を目減りさせるだけです。節税と遺産の承継の損得勘定は、必ずしも一致しません。

不動産については特別の考慮を要します。現預金を利用して不動産を購入することにより、財産額を圧縮することができます。自用家屋であれば、小規模宅地等の特例の適用を判断基準とし、建築年度が浅い建物は、子や孫などの下の世代に、建築年度が古い建物は配偶者に承継させることにすればよいでしょう。家屋の時価は、経年によって、いずれかの時点で時価は、0円となり、場合によっては解体費用分をマイナスに評価されると思います。しかし、相続税上、評価額となる固定資産税評価額は、決して0円とはなりません。比較的新しい家屋は、固定資産税評価額が時価の半分程度になることも多いですが、古い家屋は、時価より固定資産税評価額が高くなることも一般的です。

一般的に、相続財産中に、相続人の数や法定相続分に見合った不動産が複数存在することは稀です。あくまでも基本線から、ケースバイケースに調整することとなります。

また、被相続人の有していた借入金の有無の検討も必要です。遺産分割を検討する際は、借入金とその目的となっている不動産は、一体のものと考えて分割することが基本的な考えとなります。借入金の負担と家屋の評価額のバランス上、前者の比重が大きいなら配偶者に、後者の比重が大きいなら子や孫などの下の世代に相続させるのがセオリーとなります。

次に②は、一次相続で相続税の申告がない例です。したがって、一次相続では、相続税の負担を考慮した遺産分割は考慮する必要はありません。しかしながら、一次相続では相続税が発生しないとしても、分割する遺産があるのであれば、二次相続を考

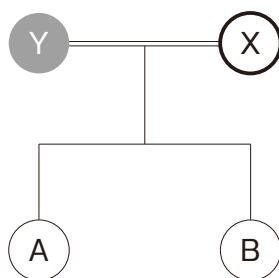
Case 4 居住用不動産を含んでいる場合の遺産分割

ケース

夫Y（80歳）が亡くなり、妻X（75歳）と子A（50歳）・子B（48歳）の3人が相続人になりました。

XとAは、被相続人Yと同居し、Bは家を出て生活をしています。

＜相続関係＞



＜法定相続分＞

法定相続人	続柄	法定相続分
X	妻	1/2
A	子	1/4
B	子	1/4

＜相続財産＞

* 正の財産		
種類	内容	相続税評価額
現金		3,000万円
居住用土地	宅地、300m ²	8,000万円
居住用建物	木造、居宅、120m ² 、築15年	4,000万円
* 負の財産		
なし		

概要

相続財産に居住用不動産が含まれており、配偶者など相続人が当該不動産に居住し

分割例①

配偶者に全ての相続財産を相続させる場合

【相続税額の合計】0円

配偶者の居住を確保するためには、居住用不動産を配偶者に相続させる方法が考えられます。一方、相続税負担を軽減するために、配偶者の税額の軽減を活用することが考えられます。

相続人	承継する遺産	相続税
配偶者X	現金3,000万円、土地及び建物	0円
子A	なし	0円
子B	なし	0円

相続分・相続税額

- ・ 配偶者Xの取得する遺産：現金3,000万円＋土地（8,000万円、小規模宅地等の特例により1,600万円）＋建物4,000万円＝合計8,600万円
相続税額は、配偶者の税額の軽減（1億6,000万円以下）により0円となります。

分割の効果

メリット	<ol style="list-style-type: none"> 1 配偶者の居住を確保することができる。 2 配偶者の税額の軽減を利用して、相続税の負担を軽減することができる。
デメリット	<ol style="list-style-type: none"> 1 相続人間の不均衡が生じる。 2 二次相続が発生した場合に、税負担が大きくなる可能性がある。

分割例②

同居の子に居住用不動産を相続させ、配偶者のために使用借権を設定する場合

【相続税額の合計】 3,527,000円

二次相続を考え、被相続人と同居していた子に居住用不動産を相続させ、小規模宅地等の特例の活用をする一方、配偶者の居住の確保のために、配偶者のために使用借権を設定する方法を検討します。他の財産は、法定相続分に従うものとします。

相続人	承継する遺産	相続税
配偶者X	現金1,500万円	0円
子A	現金750万円、土地及び建物	314.5万円
子B	現金750万円	38.2万円

相続分・相続税額

- ・ 配偶者Xの取得する遺産：現金1,500万円
配偶者の相続税額は、配偶者の税額の軽減（1億6,000万円以下）により0円となります。
- ・ 子Aの取得する遺産：現金750万円＋土地（8,000万円、小規模宅地等の特例により1,600万円）＋建物4,000万円＝合計6,350万円
相続税額は、314.5万円となります。
- ・ 子Bの取得する遺産：現金750万円
相続税額は、38.2万円となります。

分割の効果

メリット	<p>③ 同居の子に居住用不動産を相続させ、小規模宅地等の特例を利用することができる。</p> <p>④ 子に遺産を相続させるため、二次相続対策も行うことができる。</p>
デメリット	<p>① 相続人間の不均衡が生じる。</p> <p>③ 配偶者の居住の根拠が使用借権という脆弱な権利である。</p> <p>④ 相続税負担が増大する。</p>

メリット・デメリット

<メリット>

- ① 配偶者が、相続開始前から居住する不動産に、相続開始後も安定して居住を継続するためには、配偶者が当該不動産の所有権を取得することが有効かつ適切といえます。
- ② 相続税の負担を軽減するために、配偶者の税額の軽減（相続19の2）を利用する方法があります。配偶者の税額の軽減とは、配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、①1億6,000万円か、②配偶者の法定相続分相当額か、どちらか多い金額までは配偶者に相続税がかからないという制度です。
- ③ 相続税の負担を軽減するために、小規模宅地等の特例（租特69の4）を利用する方法があります。小規模宅地等の特例とは、個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、その相続の開始の直前において被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の要件を満たしたもので限度面積までの部分については、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定の割合を減額するというものです。

本ケースでは、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、330m²まで80%が減額されます。
- ④ 配偶者に多くの財産を承継させた場合、配偶者は被相続人と同年代であることが多いため、当該配偶者の死亡によって、相次いで相続が発生することになります。そうすると、家族単位で見た場合、当該家族に発生する相続税の負担は大きいものとなります。一方、直系卑属に財産を相続させた場合、総合的に見て、相続税負担を軽減することができる場合もあります。
- ⑤ 法定相続分（民900）は、相続人間の公平等を考慮して規定されているため、当該割合によることは、相続人間の相続財産の分配における平等に資することになります。
- ⑥ 配偶者居住権は、新民法によって創設されるものです（新民1028～1036）。配偶者居住権は、無償で対象建物の全部を使用でき（新民1028①）、登記を備えた場合は第三者に対抗でき（新民1031②）、妨害排除請求も可能となり（新民1031②、民605の4）、配偶者の終身の間存続します（新民1030）。居住用不動産を取得した相続人（配偶者）は、使用借権を設定する場合（後記③）に比べて、安定した居住を確保できます。

MEMO

○配偶者居住権

配偶者居住権は、高齢化社会における生存配偶者に住み慣れた住居を確保するために、新民法によって創設された制度です。

配偶者居住権は、相続開始の時、被相続人の住居（居住建物）に居住していた配偶者に、原則として終身、その住居に無償で生活できる権利を確保する制度です（新民1028）。この権利は、一定要件の下、遺産分割での合意、被相続人の遺言、死因贈与契約、家庭裁判所の審判によって取得することができます（新民1028・1029）。

配偶者は、居住建物全体について配偶者居住権を取得し（新民1028①）、配偶者居住権は登記することができます（新民1031）、無償で居住建物の使用収益が認められます（新民1028①・1032①）が、一方、配偶者居住権は譲渡することができず（新民1032②）、配偶者は、建物所有者に、配偶者居住権を買い取るように請求することができません。

配偶者居住権は、遺産分割の選択肢を広げるものですが、配偶者居住権をどのように評価するかについては複雑な問題を含みます。

なお、同じく新民法で創設された、配偶者短期居住権（被相続人が所有する建物に配偶者が無償で居住している状態で被相続人が死亡した場合に、遺産分割成立時までなどの期間中、配偶者が無償で、その居住を継続できる制度）とは区別が必要です。

<デメリット>

- 1 遺産分割協議は、相続人全員で行わなければならないため（民907①）、一部の相続人の取得する遺産の割合が大きい場合、少ない割合の遺産しか得られない相続人又は遺産を得られない相続人の同意を得ることが難しくなり、遺産分割が難航する可能性があります。
- 2 配偶者に多くの財産を承継させた場合、配偶者は被相続人と同年代であることが多いため、当該配偶者の死亡によって、相次いで相続が発生することになります。
- 3 使用借権は、対象物を無償で使用収益できる権利ですが（民593）、賃借権や配偶者居住権のように対抗力がないことや、使用借権を根拠に妨害排除請求をすることができないことなどから、賃借権や配偶者居住権に比べて脆弱な権利となります。したがって、使用借権を取得した配偶者は、不動産において安定した生活を継続することができなくなる可能性があります。
- 4 配偶者の相続税額の軽減等がない相続人が、遺産を取得する場合、相続税負担が大きくなる場合があります。

文例（分割例②）

遺産分割協議書

被相続人Y（昭和〇年〇月〇日生、本籍地〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号）の令和〇年〇月〇日死亡により開始した相続の共同相続人であるX、A、Bの間で、次のとおり遺産分割の協議をした。

1. 相続人Xは、現金1,500万円を相続する。

2. 相続人Aは、以下の財産を相続する。

(1) 土地

所在 〇〇市〇〇町〇丁目
地番 〇番〇
地目 宅地
地積 300m²

(2) 建物

所在 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
家屋番号 〇番〇
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 120m²

(3) 現金

750万円

3. 相続人Bは、現金750万円を相続する。

令和〇年〇月〇日

相続人 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

X ⑩

相続人 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

A ⑩

相続人 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

B ⑩